

# 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県都市計画審議会条例		
条 例 番 号	昭和 44 年神奈川県条例第 11 号	法 規 集	第 12 編第 1 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部都市計画課		
条 例 の 概 要	都市計画法第 77 条第 3 項の規定に基づき、都市計画に関する事項を調査審議するための神奈川県都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  〔 現在でも 必要な条 例か。〕	都市計画法第 77 条第 1 項により都道府県に設置することとされている神奈川県都市計画審議会（以下「審議会」という。）について、同条第 3 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性  〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	審議会は、都市計画法により定められた事項等についての調査審議を行うことを目的に設置されたもので、都市計画法により知事から付議された都市計画の案を審議しており、本県の都市計画行政を推進する上で有効に機能している。	開催状況 19 年度 3 回 18 年度 3 回 17 年度 5 回
	効率性  〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	審議会の委員は、政令に基づき、学識経験のある者、市町村長を代表する者、県議会の議員及び市町村議会の議長を代表する者及び都市計画に関係する行政機関の職員で構成されており、必要に応じ適宜開催するなど効率的な調査審議が行われている。	委員の人数 30 人
	基本方針適合性  〔 県政の基 本的な方 針に適合 している〕	都市計画法及び政令に基づき、都市計画審議会について必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性  〔 憲法、法令 に抵触し ないか。〕	都市計画法及び政令に基づき、都市計画審議会について必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他	現在、国において、都市計画制度の抜本的な見直しの作業が進められている。	
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">無</span>